

平成 22 年 8 月 26 日

株 主 各 位

山口県下関市幡生宮の下町 26 番 1 号
株式会社原弘産
代表取締役社長 原 孝

公 告

当社は、平成 22 年 8 月 18 日に、当社の元取締役である原將昭に対し、損害賠償請求の訴え（訴額：17 億 5950 万円）を山口地方裁判所下関支部（平成 22 年（ワ）第 282 号）に提起いたしました。

当社が平成 20 年 1 月から同年 4 月までに実行した特定の会社に対する貸付け（貸付金現在残高：17 億 5950 万円）は、現在回収が困難となっておりますが、請求の理由は、かかる貸付けの実行にあたり、当時当社の代表取締役であった原將昭に、取締役としての任務懈怠が認められるというものです。

以上、会社法第 849 条第 4 項の規定により公告いたします。

以 上